

大隅曾於地区消防組合地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成31年1月策定

令和6年3月改定

令和7年5月改定

大隅曾於地区消防組合

目 次

背景	1
第1章 計画の基本的事項	2
1 目的	2
2 計画期間	2
3 対象範囲	3
4 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガス排出量の目標	4
1 基準年度における温室効果ガス排出量の状況	4
2 計画期間中における温室効果ガスの排出状況	5
3 削減率達成による新たな削減目標	7
第3章 目標達成に向けた取り組み	8
1 取り組みの基本方針	8
2 具体的な取り組み内容	8
3 省資源の推進	8
4 庁舎・施設管理等での取り組み	9
第4章 計画の進捗管理	10
1 推進体制	10
2 推進管理	10
3 実績の公表	11

背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海岸の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低酸素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法律により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

また、2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定により、改定がなされ、2050 年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、中期目標として 2030 年度において温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指すことが位置付けられており、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した新たな目標実現への道筋を描いています。

このような状況を踏まえ、大隅曾於地区消防組合においても、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進するため、大隅曾於地区消防組合地球温暖化対策実行計画開始より 5 年が経過する本年度において、計画の見直しを行うものです。

第1章 計画の基本的事項

1 目的

大隅曾於地区消防組合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「大隅曾於地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、取り組みを推進して参ります。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 （略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16・17 （略）

2 計画期間

本計画の基準年度を2017年度（平成29年度）とし、2019年度（令和元年度）から2030年度末（令和12年度）までを計画期間とします。

（計画期間のイメージ）

項目	年度								
	2017 平成29年	...	2019 令和元年	...	2023 令和5年	2024 令和6年	2025 令和7年	...	2030 令和12年
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し				目標 年度
計画期間									

3 対象範囲

対象範囲は、大隅曽於地区消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

(対象範囲)

庁舎・施設名	住所
大隅曽於地区消防組合消防本部及び曽於消防署	鹿児島県曽於市大隅町岩川 5950 番地
志布志消防署	鹿児島県志布志市志布志町志布志 428 番地 2
末吉救急分駐所	鹿児島県曽於市末吉町二之方 1851 番地 2
財部分署	鹿児島県曽於市財部町南俣 11366 番地 1
大崎分署	鹿児島県曽於郡大崎町井俣 2442 番地 4

4 対象とする温室効果ガス

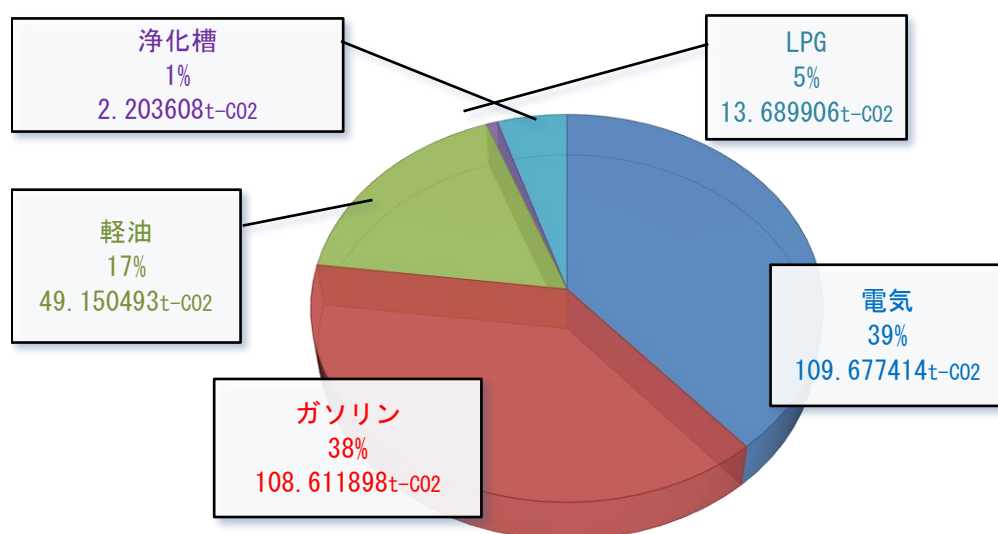
地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取り組みを推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

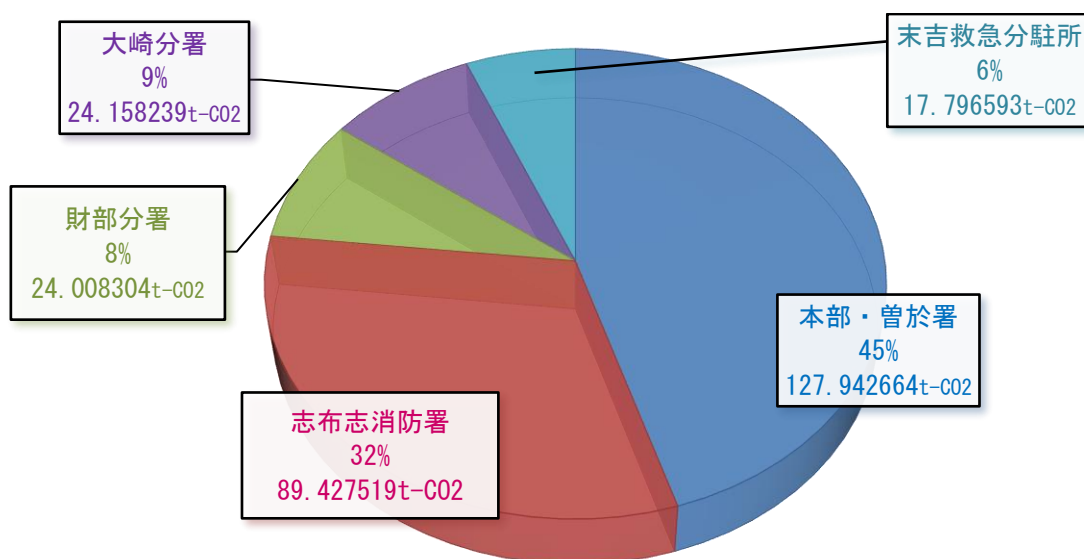
1 基準年度における温室効果ガス排出量の状況

本計画で基準年度とする2017年度（平成29年度）の温室効果ガス総排出量は283t-CO₂（単位：トン CO₂）であり、要因別では、以下のグラフのとおりとなっています。

(1) 要因別の排出状況



(2) 施設別の排出状況

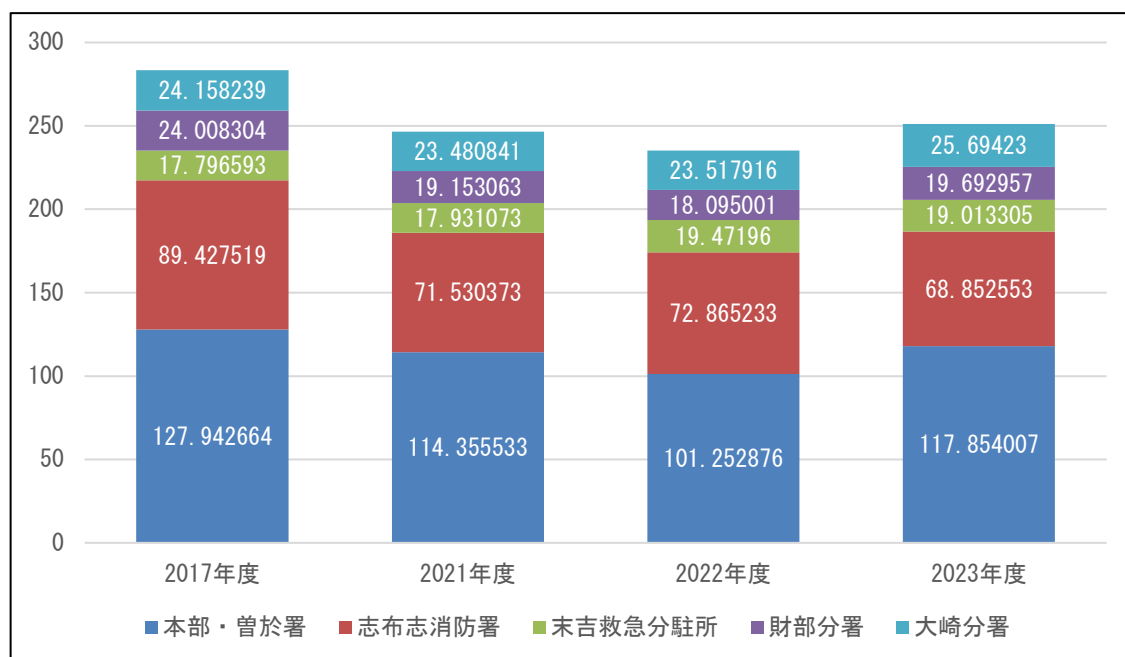


2 計画期間中における温室効果ガスの排出状況

(1) 2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの施設別の排出状況

大隅曾於地区消防組合の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2017 年度と比較し、令和 5 年度においては 11.4%の削減率となっています。

単位：t-CO2



施設別の排出状況

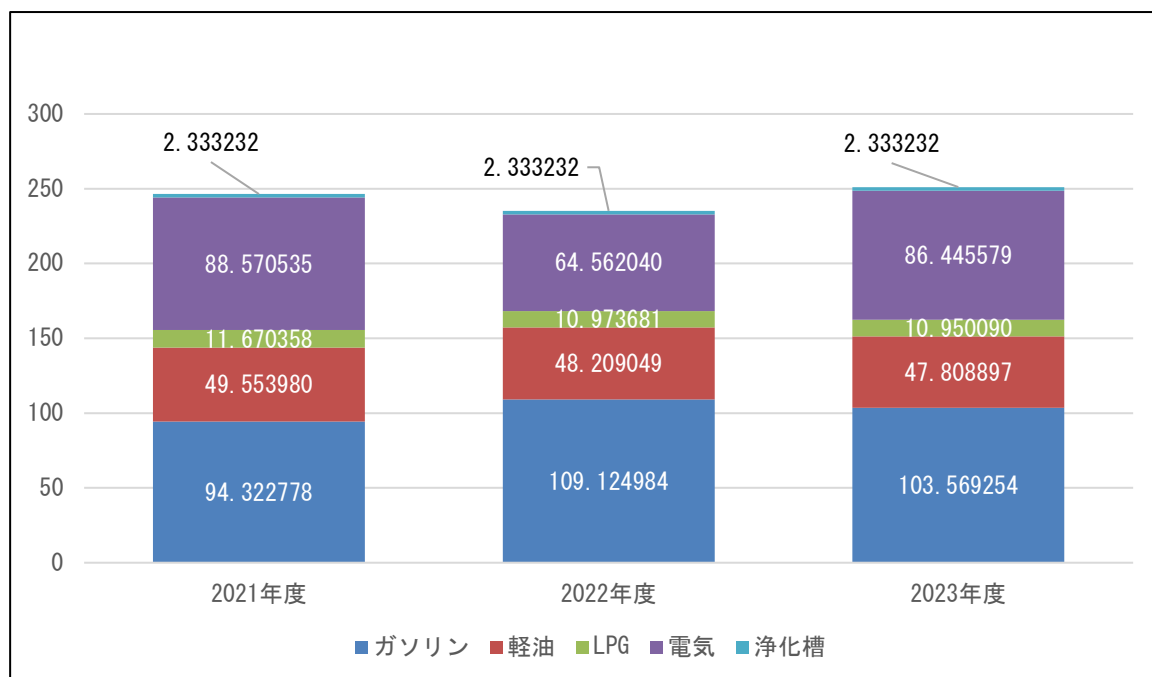
単位：t-CO2

庁舎・施設名	2017 年度 平成 29 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年	2023 年度 令和 5 年度
本部・曾於消防署	127.942664	114.355533	101.252876	117.854007
志布志消防署	89.427519	71.530373	72.865233	68.852553
末吉救急分駐所	17.796593	17.931073	19.471960	19.013305
財部分署	24.008304	19.153063	18.095001	19.692957
大崎分署	24.158239	23.480841	23.517916	25.694230
合計	283.333319	246.450883	235.202986	251.107052
基準年度比削減量	—	36.882436	48.130333	32.226267
基準年度比削減率	—	13.0%	17.0%	11.4%

(2) 2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの要因別の排出状況

要因別の温室効果ガス総排出量は、ガソリン・電気は増減が見られるものの、軽油・LPGは減少傾向にあります。

単位：t-CO2

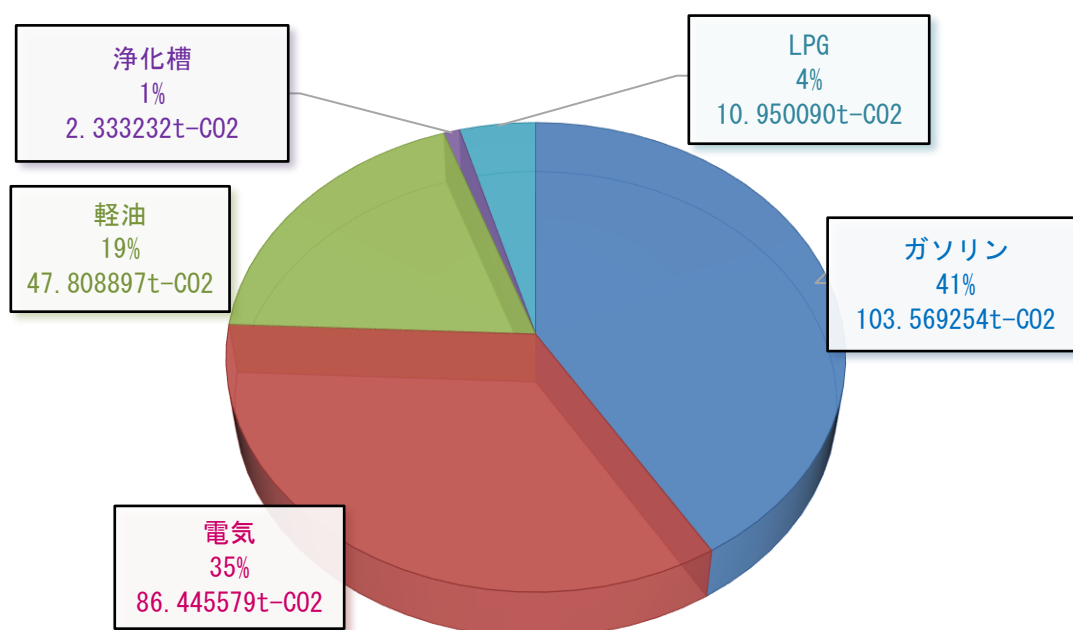


要因別の排出状況

単位：t-CO2

要因名	2017 年度 平成 29 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度
ガソリン	108.611898	94.322778	109.124984	103.569254
軽油	49.150493	49.553980	48.209049	47.808897
L P G	13.689906	11.670358	10.973681	10.950090
電気	109.677414	88.570535	64.562040	86.445579
浄化槽	2.203608	2.333232	2.333232	2.333232
合計	283.333319	246.450883	235.202986	251.107052

(3) 2023 年度（令和 5 年度）における要因別の排出状況



3 削減率達成による新たな削減目標

2023 年度（令和 5 年度）における基準年度に対する温室効果ガス削減率は 11.4%に達しており、5 %の目標削減率を達成しています。このことから、2024 年度（令和 6 年度）以降の削減率目標を見直し、計画期間の最終年度である 2030 年度末の温室効果ガス総排出量を基準年度（2017 年度）比で 20%以上削減することを目指します。

(1) 2019 年度（平成 31 年度）計画策定時の削減目標

項目	基準年度 (2017 年度)	目標年度 (2030 年度)	目標削減量	削減率
温室効果ガス 総排出量	283.3t-CO2	269.1t-CO2	14.2t-CO2	5 %

(2) 2024 年度（令和 6 年度）以降から目標年度までの新たな削減目標

項目	基準年度 (2017 年度)	目標年度 (2030 年度)	目標削減量	削減率
温室効果ガス 総排出量	283.3t-CO2	226.6t-CO2	56.7t-CO2	20%

第3章 目標達成に向けた取り組み

1 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 具体的な取り組み内容

(1) 空調

- ア 設定温度の適正化に努めます。
- イ エアコン使用時はブラインド、カーテンの利用により効率低下を防ぎます。
- ウ エアコンの消し忘れに注意し、不必要なエアコンの使用を控えます。
- エ 機器の点検、フィルタ等の清掃に努めます。

(2) 給排水・給湯機

- ア 節水に努め、水道の蛇口を確実に閉めます。
- イ 給湯設備は設定温度の抑制、使用時間の短縮に努めます。
- ウ ガスコンロ等の使用は節約を心掛けた使用に努めます。

(3) 照明

- ア 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- イ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- ウ 器具の更新や新設の際は、省エネルギー型の導入を検討します。

(4) 事務機器、電気製品

- ア 業務終了後や休日等で使用の必要がないものは主電源オフの徹底を図ります。
- イ 省電力モード機能のあるものは設定を徹底します。
- ウ スイッチ付延長コードを使用し、待機電力の無駄をなくします。
- エ 更新や新規購入の際は、省エネタイプを購入します。

(5) 公用車

- ア エコドライブに努めます。
- イ タイヤの空気圧チェックやエンジンオイル交換等、車両の適正な維持に努めます。
- ウ 更新時は、低公害車の導入を図ります。

3 省資源の推進

(1) 用紙類

- ア 両面コピー、裏面利用を徹底します。
- イ 不必要なコピーを避け、資料の共有化を図ります。

ウ 資料は要点を押さえて簡素化を図ります。

エ コピー機、プリンタの設定等を良く理解し、ミスコピー、ミスプリントを減らすように注意します。

4 庁舎・施設管理等での取り組み

(1) 庁舎等の保守・管理及び運用改善に関する取り組み

庁舎や施設の保守・管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を実施します。

また、庁舎や施設の設備機器は運用していく中で、運転方法や使用方法が当初設計時に想定したものと異なる場合があることから、現状を確認の上、運転方法や使用方法について適宜見直しを行い、運用改善を図ります。

(2) 庁舎等の設備・機器の新規導入、更新に関する取り組み

庁舎や施設の設備機器（熱源、空調、受変電、照明、他）の新規導入・更新の際は、費用対効果を考慮したうえで、省エネタイプの導入を検討します。

費用対効果については、初期投資コストのほか、設備機器の導入により長期的にエネルギー使用量・コスト削減効果が大きいと判断される場合において、積極的に導入し、省エネを図ります。

(3) 再生可能エネルギーに関する取り組み

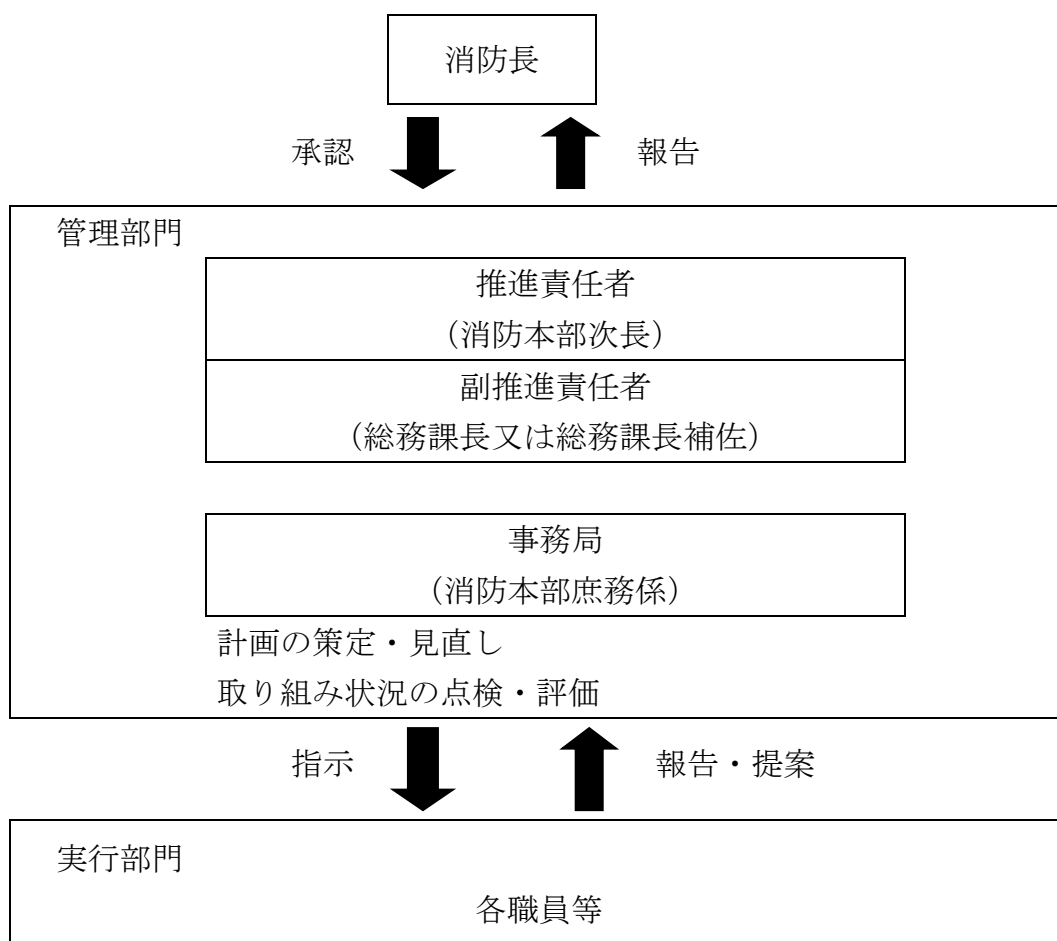
再生可能エネルギーの導入について、今後の情勢により必要に応じて検討していきます。

第4章 計画の推進管理

1 推進体制

本計画は、次の体制で実施します。

推進体制図



2 推進管理

推進管理は、PDCAサイクルを基本として、その進捗を管理します。

(1) 計画 (Plan)

第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性及び第3章に示した取り組みの励行等について、周知徹底を図り、事務遂行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取り組みを励行する。

(2) 実行 (Do)

計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努める。

(3) 点検・評価 (Check)

定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回の定期点検を行う。

(4) 見直し (Action)

毎年、計画の進捗状況や取り組み成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 実績の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、公表します。